

社会福祉法人松輪会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人松輪会（以下「当法人」という）定款第21条及び定款第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 継続かつ定期的に就業する役員等（以下「常勤役員等」という）については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給し、賞与は支給しない。

- 2 前項に該当しない役員等（以下「非常勤役員等」という）については、理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったとき報酬を支給し、賞与及び退職金は支給しない。
- 3 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 4 役員等が死亡により退任したときは、1項から3項で定める退職手当とは別に、役員退職慰労金（弔慰金）規程で定める弔慰金をその遺族に支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 報酬については、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し各人に支給する。

(2) 翌年度の報酬額は、定時評議員会において、法人業績と当該常勤役員等の役割、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

- 2 退職手当については、別表1に定める算式により支給する。
- 3 通勤手当については、職員給与規定第6条2項の規定に準じて支給する。
- 4 法人業務により出張をしたときは職員旅費規程に準じて旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等)

第4条 報酬については、別表2に定める額を支給する。

- 2 法人業務により出張をしたときは報酬に加えて、職員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第15条に準じた日とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会、評議員会へ出席した都度、その他法人業務に携わった都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって支給する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする

附則 この規程は、平成29年6月22日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成29年9月18日より改正施行し、平成29年8月21日より適用する。

役員等報酬表（常勤役員等の報酬）

号 俸	金 額	号 俸	金 額	号 俸	金 額
1号俸	月額150,000円	11号俸	月額650,000円	21号俸	月額1,150,000円
2号俸	月額200,000円	12号俸	月額700,000円	22号俸	月額1,200,000円
3号俸	月額250,000円	13号俸	月額750,000円	23号俸	月額1,250,000円
4号俸	月額300,000円	14号俸	月額800,000円	24号俸	月額1,300,000円
5号俸	月額350,000円	15号俸	月額850,000円	25号俸	月額1,350,000円
6号俸	月額400,000円	16号俸	月額900,000円	26号俸	月額1,400,000円
7号俸	月額450,000円	17号俸	月額950,000円	27号俸	月額1,450,000円
8号俸	月額500,000円	18号俸	月額1,000,000円	28号俸	月額1,500,000円
9号俸	月額550,000円	19号俸	月額1,050,000円	29号俸	月額1,550,000円
10号俸	月額600,000円	20号俸	月額1,100,000円	30号俸	月額1,600,000円

別表 1（常勤役員等の退職金算定式）

最終報酬月額×退職金給付率

上記在年年数は1か月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。退職金給付率は、別表3に定める。

別表 2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	20,632円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 4時間未満 10,316円 1日 4時間以上 20,632円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	20,632円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 4時間未満 10,316円 1日 4時間以上 20,632円

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	20,632円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	1日 4時間未満 10,316円 1日 4時間以上 20,632円

社会福祉法人 松輪会役員等退職慰労金（弔慰金）支給規程

（目的）

第1条 この規程は、「社会福祉法人松輪会役員報酬規程」（以下、「報酬規程」とする。）

第2条4項に基づき「社会福祉法人 松輪会役員等退職慰労金（弔慰金）支給規程」（以下、「慰労金規程」とする。）を定め、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）に退職慰労金を支給することを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 本制度による慰労金規程は次の役員等に適用する。

（1）常勤役員等（当法人職員給与との併給者を含む。）（2）非常勤役員等

（慰労金規程に係る支給）

第3条 本制度による支給金は、弔慰金とする。

（退職慰労金（弔慰金）受給資格）

第4条 役員等が死亡により退任したときは、弔慰金を遺族に支給する。

（弔慰金の金額）

第5条 弔慰金の金額は評議員会において決定し別表1「弔慰金の金額」に明確にする。

（受給権の譲渡と担保の禁止）

第6条 本規程による弔慰金を受け取る権利は、これを譲渡または担保に供してはならない。

（受取人遺族）

第7条 死亡により退任した受取人は、法定相続人とする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議で行うものとする。

（付則） この規程は、平成29年9月18日より施行し、平成29年8月21日より適用する。

別表 1

単位：(円)

勤続年数	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上
常勤役員等	500,000	1,000,000	1,500,000	2,000,000
非常勤役員等	50,000	100,000	150,000	200,000